

第 3 回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成22年6月16日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済常任委員会会議記録

平成22年6月16日（水曜日）

午前10時1分開議
午前11時0分休憩
午前11時6分開議
午後0時8分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第3号 平成22年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）
- 議案第13号 熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第1号 平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第5号 平成21年度熊本県高等技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第6号 平成21年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について
- 報告第7号 平成21年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について
- 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について
- 報告事項
 - ①熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて
 - ②平成22年度基金事業の取組みについて
 - ③荒瀬ダムについて
- 委員会提出議案の審議

工業用水道事業経営健全化に資する高金利企業債の借換えを求める意見書

出席委員（8人）

委員長 池田和貴
副委員長 田代国広
委員 西岡勝成
委員 馬場成志
委員 氷室雄一郎
委員 九谷弘一
委員 西聖一
委員 高野洋介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 中川芳昭
総括審議員兼
政策審議監 竹上嗣郎
総括審議員兼
観光経済交流局長 守田眞一
商工労働局長 田中伸也
新産業振興局長 真崎伸一
商工政策課長 田中信行
商工振興金融課長 福島裕
労働雇用課長 古閑陽一
産業人材育成課長 吉永一夫
産業支援課長 高口義幸
新エネルギー
産業振興室長 森永政英
企業立地課長 山内信吾
観光交流国際課長 松岡岩夫
くまもとブランド
推進課長 宮尾千加子

企業局

局長 川口弘幸
次長兼総務経営課課長 黒田祐市

工務課長 福原俊明
労働委員会事務局

局長 坂田憲久
審査調整課長 吉富寛

事務局職員出席者

議事課課長補佐 堀田宗作
政務調査課課長補佐 小林昌樹

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第3回経済常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑をお受けしたいと思いません。なお、説明は、商工観光労働部、企業局の順に説明を受けたいと思っております。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○中川商工観光労働部長 中川でございます。お許しをいただきまして、着座のまま説明を申し上げます。

商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が6月1日に発表いたしました金融経済概観では、県内の景気は緩やかに回復しつつあるとされております。

しかしながら、回復の動きははまだ県内の産業全体に波及しておらず、また、欧州における経済危機など、世界的な景気回復も予断を許さない状況にあることから、県内経済は依然厳しい状況にあると認識しております。

雇用情勢につきましても、4月の有効求人倍率が0.43倍と、ひところに比べると回復してはいますものの、リーマンショック以前の

有効求人倍率より大きく下回っており、依然として大変低い水準でございます。

商工観光労働部といたしましては、引き続き、中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネットの充実に努めるほか、成長分野に力点を置いた施策を積極的に推進し、県内景気の浮揚に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について御説明申し上げます。

平成22年度6月補正予算についてでございますが、お手元の経済常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

総括表でございますけれども、商工観光労働部総額で1,291万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容は、短期の雇用機会や就業機会の創出のため、緊急雇用創出基金事業を活用いたしました事業に要する経費1,651万円余のほか、荒瀬ダムの発電停止に伴います施設所在地への電源立地地域対策交付金の減額補正や財源更正などでございます。

また、平成21年度から平成22年度への繰越額の確定に伴います繰越計算書の報告関係が5件ございます。

次に、条例等議案では、職業訓練校生徒の経済的負担の軽減を図るため、熊本県立職業能力開発校条例の一部改正を御提案しております。

また、過疎地域自立促進特別措置法等の改正に伴い、関係条例の一部改正の専決処分について報告及び承認をお願いしております。

さらに、本日は、熊本県中小企業振興基本条例に基づく取り組みと平成22年度基金事業の取り組みについて御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長・室長から説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○吉永産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。説明資料の2ページをお願いします。

繰越計算書についての御説明でございます。

平成21年度2月補正で繰越明許費の設定を議決いただきました高等技術訓練校設備整備事業費でございますが、繰越額は300万円でございます。

この事業は、国の地域活性化・公共投資臨時交付金を活用しまして訓練校施設内の内線電話設備の改修を行うものでございますが、施設の老朽化によりまして配線設計、施工手順の検討に不測の時間を要しましたことから、事業費全額を平成22年度に繰り越したものでございます。現在、調査設計が終わりまして、7月に工事着工、10月には完了の見込みでございます。

次に、説明資料の3ページをお願いします。

熊本県立職業能力開発校条例の一部改正をお願いします。

改正内容につきましては、1枚めくっていただきまして次の4ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

まず、内容欄の2の制定改廃の必要性でございますが、熊本県立熊本高等技術訓練校の職業訓練につきまして、経済的負担を軽減することを目的としまして、高等学校等を卒業あるいは終了していない訓練生の授業料を徴収しないこととするための関係規定を整備するものでございます。

3の改正内容でございますが、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律によりまして、公立高校の授業料を徴収しないこととされたことに伴いまして、訓練校につきましても、高等学校等を卒業していない訓練生につ

きましては同様な取り扱いとし、徴収しないこととするものです。訓練校の訓練課程のうち、中学校の卒業生を対象としております総合建築科の訓練生がこれに該当いたします。

なお、この改正条例は、(2)にありますように、平成22年4月1日からの適用を予定しております。また、(3)にありますように、既に納入された平成22年度分の授業料について還付することといたしております。この対象事業者は27名でございます。還付予定総額は106万9,200円でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。資料の5ページをお願いいたします。

工鉦業振興費で2事業の補正をお願いしておりますが、いずれも緊急雇用事業を活用したものでございます。

まず、工業振興費で、電動モビリティ調査事業として117万2,000円の補正をお願いいたします。

この事業は、平成21年度に実施いたしました電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業の調査結果を踏まえまして、今後、本県において、電気自動車や電動バイク用の充電装置の設置候補地の調査結果等を取りまとめるために、臨時職員を採用するものでございます。

次に、鉦業振興費で、海砂利採取監視業務としまして289万円の補正をお願いしておりますが、これは、海砂利採取の違法採取を抑制するため、陸上からの監視を強化するために民間に監視業務を委託するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森永新エネルギー産業振興室長 新エネルギー産業振興室でございます。説明資料の6

ページをお願いいたします。

当室の6月補正として2件お願いするもの
でございます。

上段のエネルギー対策費360万円の減額補
正につきましては、右の説明欄のとおり、発
電施設の設置運営の円滑化のために、周辺市
町村に電源立地地域対策交付金というのが交
付されておりますが、その中で、本年3月末
をもって荒瀬ダムの水利使用期限が満了にな
りましたので、それに伴いまして藤本発電所
の電気事業が廃止になります。それによりま
して、同発電所の交付金相当額360万円の減
額を行うものでございます。

下段の新事業創出促進費308万円余の増額
補正につきましては、緊急雇用の基金を使い
まして、住宅向けソーラー促進事業につきま
して、事務のピークが今後8月ぐらいに出て
まいりますので、それにあわせて事務委託の
分ということで処理の経費の増額をお願いす
るものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

繰越計算書についての御報告ということで
ございますが、上段のクリーンエネルギー調
査事業費につきましては、21年度の国の経済
対策を受けまして、緑の分権改革推進事業と
いうのがございますが、それに係る総務省と
の契約に時間を要しましたことから、内示を
受けました1億5,276万円余につきまして繰
り越しを行わせていただくものでございま
す。

下段のくまもとソーラーパーク推進事業費
につきましては、昨年の6月補正でこの事業
を新しく立ち上げたところでございますが、
11月に補正を1回やっておりまして、全体的
な補助金交付の事務のおくれがございまし
て、一部の補助事業者につきまして工期不足
が生じたことから、ここにございます7,
813万円余について繰り越しを行うものでご
ざいます。

新エネルギー産業振興室は以上でございま

す。よろしく御審議をお願いいたします。

○山内企業立地課長 企業立地課でございま
す。よろしく申し上げます。

資料の8ページをお願いいたします。

補正予算について説明をいたします。

企業誘致促進対策事業費でござい
ますが、今回、新規に環境・エネルギー・食品関連
企業等調査事業、117万円余をお願いして
おります。これは、企業情報の収集、整理等を行
うため、緊急雇用創出基金を活用して臨時職
員を雇用するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書の報告が2件ござい
ます。

まず、城南工業団地管理事業費でござい
ますが、5,143万円余を今年度に繰り越して
おります。

これは、災害のためにのり面が壊れて
おりましたが、団地のり面の復旧工事で、地盤が
当初の想定より軟弱であり、設計検討に不測
の時間を要したため繰り越しましたが、6月
4日に竣工しております。

次に、工業団地施設整備事業費で5,065万
円余を今年度に繰り越しております。

これは、菊池テクノパーク整備において、
21年度に実施をしておりました環境影響調査
の中で、希少動物がその地域にいることが判
明をし、その慎重な現地調査が必要となった
ため、基本設計が完了しなかったものでござ
います。10月末完了予定になっております。

次に、10ページをお願いいたします。

専決処分の報告及び承認についてでござい
ます。

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特
別措置条例の一部を改正する条例でございま
すが、これは、過疎地域自立促進特別措置法
及び農村地域工業等導入促進法の一部改正に
伴い、本県の関係条例にそごが生じるのを避
けるため、3月31日に専決処分により改正を

行わせていただいたものです。

内容につきましては、12ページをごらんください。

2番の主な改正内容でございますが、(1)熊本県工場等設置奨励条例の一部改正につきましては、過疎法の改正に伴いまして、ちょっと見にくいんですが、情報通信技術利用業を情報通信技術利用事業——業から事業というふうにならして法上の表現に合わせて条例の表現も改めるとともに、農村工業等導入地区内で工場等を新設するまたは増設する者に対する県税の課税免除の特例期間が終了したことから、当該規定を削除するものでございます。

また、(2)番の熊本県税特別措置条例の一部改正につきましては、過疎地域における県税の課税免除の対象となる取得期限の延長や農村工業等導入地区に関する規定の削除など、関係規定の整備を行うものです。

なお、これらの施行日は平成22年4月1日からといたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松岡観光交流国際課長 観光交流国際課でございます。説明資料13ページをお願いいたします。

6月の補正予算でございます。

まず、国際化環境整備推進費のうちの北朝鮮拉致問題啓発事業でございますが、この事業につきましては、一般財源50万円を計上させていただいておりますけれども、そのうち講演会費用の38万6,000円について、法務省の補助事業、平成22年度人権啓発活動地方委託事業として採択されたため、財源更正を提案させていただいております。

次に、観光基本計画促進費でございますけれども、このうち新たな事業といたしまして観光統計パラメーター調査事業でございます。

これにつきましては、観光入り込み客に関する統計について、昨年度、観光庁が全国共通の基準を策定いたしております。この基準では、各都道府県が、観光客が一日に周遊する観光地点数について四半期ごとにサンプル調査を行うこととされており、今回、緊急雇用創出基金事業として、秋、冬の調査費用を計上させていただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。14ページをお願いいたします。

商業総務費ですが、雇用創出緊急基金を活用いたしまして、くまモン神出鬼没大作戦事業をお願いしております。そのために482万円余をお願いしております。

「くまモン」は、御存じの方も多いと思いますが、新幹線全線開業に向けまして、くまもとサプライズとあわせてつくられたキャラクターで、委員の皆様方のところにも「くまモン」の絵のついたクリアファイルを置かせていただいております。

大阪の駅や通天閣、甲子園球場、大阪城、道頓堀のグリコの看板のところといった、非常に大阪を中心に人が多く集まる場所に、毎日「くまモン」の着ぐるみを神出鬼没させまして、メディア露出等を通して熊本の認知度を図っていくものです。毎日、ブログ「くまモン日記」といったようなブログですとか、ツイッターを更新いたしまして、情報発信してまいります。

大阪という地域性を考えた場合、いかにもPRしておりますというのではなくて、ぼうっと立っておくといった、一見意味不明なあるいは何だあれはといったことでネットなどで火がつくということをねらっております。

現在、ちょうどKANSAI戦略のプロモーション事業等も企画コンペ中でございますが、これらとも連携させまして効果を高め

ていきたいと思っております。なお、新幹線開業まで、約7カ月間ほど行っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○池田和貴委員長 次に、企業局長から総括説明を行っていただき、関係課長から説明をお願いいたします。

○川口企業局長 企業局でございます。

企業局から御提案申し上げております議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、議案につきましては、熊本県電気事業会計補正予算及び熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件でございます。

電気事業会計補正予算につきましては、荒瀬ダム撤去関連の事業に国の社会資本整備総合交付金を充てるための予算措置などがございます。

今回、交付金活用につきまして、一部しか認められなかったことは残念でございますけれども、今後さらに国に対して財政支援等を強く働きかけてまいりますとともに、企業局といたしましても経営努力を行ってまいります。

また、熊本県公営企業の設置等に関する条例の改正につきましては、藤本発電所の電気事業の廃止について明確化するため、条例から藤本発電所の項目を削除するものがございます。

次に、報告事項といたしまして、電気事業会計及び工業用水道事業会計の事故繰越額の使用に関する計画につきまして御報告を申し上げます。

また、荒瀬ダムの取り組み状況につきましても御報告させていただきますので、あわせてよろしく願い申し上げます。

詳細につきましては次長から説明させますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

ます。

○黒田企業局次長 企業局総務経営課でございます。

まず、平成22年度熊本県電気事業会計補正予算でございます。説明資料の15ページをお願いいたします。

企業局で経営しております3事業についてまとめた表でございますが、今回は、電気事業について、収益的収支の収入と支出及び資本的収支の支出の増額補正をお願いするものがございます。説明資料の16ページをお願いいたします。

まず、収益的収入の営業外収益で8,800万円と収益的支出の営業外費用で7,898万円の増額補正をお願いしております。これは荒瀬ダム撤去に関連する事業に国の社会資本整備総合交付金を活用するための予算でございます。

事業の流れを図で示したものを17ページに記載しておりますのでお願いいたします。

社会資本整備総合交付金は、直接企業局で受け入れることができないため、土木部と協議した結果、当交付金の受け入れを土木部で行い、土木部で事業を組み立てることとしました。対象となる総事業費は8,800万円でございます。それが図の左から2つ目の囲いのところでございます。

しかし、当交付金事業の実施に際しましては地方負担が生じます。このたびの荒瀬ダム撤去に関連する事業につきましては、7,898万円の地方負担が発生することになりますが、それをすべて企業局が負担し、一般会計に支出します。それが図の左から3つ目の囲いでございます。事業外固定資産管理費として示している7,898万円でございます。その負担を収益的支出として整理させていただくものがございます。

次に、当交付金に係る事業は、企業局が土木部からの委託により実施することとしてお

ります。それが図の一番右下の方に書いておりますが、8,800万円と示しているところでございます。その受託工事費を収益的収入として補正させていただくものでございます。

なお、当交付金を利用して本年度実施する荒瀬ダム関連事業としましては、百済木川の泥土除去事業と環境モニタリング事業でございます。

次に、16ページに戻っていただきまして、下段の表でございますが、資本的支出の企業債償還金について5億956万2,000円の増額補正をお願いしております。

これは、藤本発電所の発電事業を停止したことによりまして、これまで藤本発電所の建設改良工事のために借り入れてきた企業債を繰り上げ償還する必要が生じたことによるものでございます。すべて地方公共団体金融機構、旧公営企業金融公庫でございますが、借り入れを償還するもので、当初予算におきまして定期償還分として計上していたものから、不足する5億956万2,000円を資本的収支の支出として補正させていただくものでございます。

補正予算については以上でございます。

続きまして、企業局の電気事業及び工業用水道事業に係る平成21年度予算の22年度への繰り越しに係る報告をさせていただきます。18ページをお願いします。

電気事業会計でございます。電気事業は、事故繰り越しの3件を報告させていただきます。

1件目は、荒瀬ダム泥土搬出工事に係る繰り越しでございます。

荒瀬ダムから搬出した泥土は、一たん八代港加賀島地区で仮置きをして水分を除去してから芦北町の御立岬埋立地へ搬入することとしておりますが、芦北町施行の別工事とふくそうするため、運搬車両台数を芦北町と調整した結果、年度内の工事完了が不可能となり、平成22年度に繰り越しを行うものでござ

います。6,900万円を繰り越すこととしております。

2件目は、荒瀬ダム貯水池上流道路かさ上げ詳細設計業務委託に係る繰り越しでございます。

荒瀬ダム周辺住民の出水時の避難路確保を目的とした道路かさ上げの詳細設計におきまして、河川管理者、それから道路管理者との技術的な協議や地域関係者との調整に時間を要したため、年度内に業務を完了することができず、平成22年度に1,880万円繰り越しを行うものでございます。

3件目は、荒瀬ダム放流警報板修繕工事に係る繰り越しでございます。

本工事は、国土交通省と協議した結果、放流警報板の新設及び取りかえをすることになったものでございますが、放流警報板の製作が完了した後、設置の段階で河川法第24条及び第26条の許可に時間を要したため、年度内の設置完了ができなくなったものでございます。工事費用の一部の58万1,500円を繰り越すこととしております。なお、当該工事は4月末までに完了をしております。

次に、工業用水道事業会計に係る報告でございます。19ページ以降をお願いします。

工業用水道事業の報告は3件掲げておりますが、いずれも八代工業用水道事業の横手地区における漏水事故による一連の補修工事及び試掘調査に係る繰り越しでございます。昨年11月末に漏水の報告があり、12月から試掘調査、本年2月から補修工事に着手しております。

1件目と3件目につきましては、八代工業用水道・導水管漏水補修工事に係る繰り越しで、財源が事業収益と修繕準備引当金に分かれているため、2段に分けて掲載しております。2件目は、同じく漏水した導水管を試掘し、補修後に埋め戻すものでございます。

当該補修工事及び試掘調査につきましては、地下に埋設された導水管の近くに八代市

の汚水管及び上水道管が存在し、これらに影響が出ないよう施工方法の変更が必要となったことから、年度内に補修工事や埋め戻し工事の完了ができなくなり、繰り越しを行うものでございます。合わせて813万7,300円の繰り越しでございますが、当該工事につきましては4月末で完了しております。

繰り越し計画の報告につきましては以上でございます。

次に、熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。20ページをお願いします。

条例制定の改正の提案理由としましては、藤本発電所における電気事業の廃止に伴い、関係規定を整備するというものでございます。

藤本発電所については、本年3月31日に発電を停止するとともに、河川法に基づいて水利使用の用途廃止届出書を国土交通省に提出しております。今後、荒瀬ダムからの取水による発電は行わないことから、今回、熊本県公営企業の設置に関する条例から藤本発電所の項目を削除するものであります。

資料の22、23ページは新旧対照表でございます。

企業局からは以上でございます。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 産業支援課長、きのうも環境対策特別委員会でも議論がありましたけれども、海砂利の採取の件について、覆砂用の砂として県内の砂が一番いいということで、貴重な資源が許可の3倍を超える量を不当に採取して県外に流していたというのは、非常にこれは罪深いことだと思うんですけれども、県も、要するにこの採取によって1立米115円ですか、そのお金を業者からいただく

ようになっておりますけれども、今回3倍を超える立米を採取した量に対する県の取り分——要するに20万立米ぐらいの余分の課徴金というんですか、その計算は幾らになるんですか。

○高口産業支援課長 これは河川課の方が県の海域管理条例に基づいて徴収するものでございますが、先ほど私が言った通常の県が取る分は、およそ年間3,700万円ということになります。

今回の違反案件で約32万立米ほどの超過が生じておりますので、まず河川課の方は、海域管理条例に基づく過料として、その3,700万円の5倍以内の過料と、それから、その3,700万円の分が、言うなら取れていなかった分です。これは民法上の規定に基づいて返還請求を求めるといふような形でのことを河川課の方で対応していくことになると思います。

○西岡勝成委員 金額は、例えば余分にとった量がもうわかっているわけですね、書類から。そうすると、それ掛けるの115円は幾らになるかな。

○高口産業支援課長 今の3,700万円ぐらいというのがその数字になるかなと思います。

○西岡勝成委員 3,700万円。

○高口産業支援課長 はい。115円を32万掛けて3,700万円ぐらいの数字になります。

○西岡勝成委員 ということは、その5倍まで最高課徴金として取れると。

○高口産業支援課長 過料はですね。

○西岡勝成委員 過料としてですね。わかり

ました。

○池田和貴委員長 約1億8,000万円ですかね。

○西岡勝成委員 それと、この予算にあります。監視することは一番、要するに許可をした分しかとらせないということは、これはもう3度目ですから、絶対せないかぬのですけれども、監視するとき今防犯カメラなんてあるじゃないですか。あれは望遠の防犯カメラなんかもあると思うんですけれども、あれを定点に置いとくとか、これはもう警察あたりと連携をとって、そういう違法に積む船も見えるわけですから、監視する人を雇うよりも、そういう防犯カメラあたりを据えつけとったら、すぐ近くですから、とるところは決まってるわけですから。

そこだと、そういうことで違法を把握できるんですか。

○高口産業支援課長 委員御指摘の監視の強化に関しましては、今委員が御指摘されたようなカメラの設置等についてもあわせて検討はいたしております。ただ、ちょうど今緊急雇用事業が制度としてございますので、それです。まず——まさに陸上から監視できる距離にございます、現在の有明町の沖というのは。ですから、そこに失業された方を雇用させていただいて、その方に望遠鏡等を持っていただいて船の出入りを監視するというようにしております。

運搬船の出入り、どの船が出入りしたかというのが確認できますと、毎月出させます実績報告書の方に、毎日毎日どの船で砂利を搬出したというのが報告書に上がってまいりますので、それと突合すればかなりの精度で監視ができるのではないのかなというふうに思います。これは、船がどの船かというのを確認せぬとなかなか難しいと思いますので、そ

こは逆に人間でやった方がその船の確認は、まあ角度とかいろいろあるかもしれませんが、適当ではないかなというふうに判断させていただきます。

○西岡勝成委員 まあ、雇用対策という意味からもわからぬではないんですが、県警あたりとこういう——もうやっていることはわかっているわけですよ、どういうふうにとつとるかというのは。その実態の中で、これを抑えるためにどういう方法がいいのか、素人で考えるよりも、それは県警あたりに聞いたら一番有効な監視方法を教えてくれると思うし、漁業取締船あたりもあるわけですから、余り素人で考えぬで、もうちょっと——雇用ということから先に来るんじゃないかぬですよ。これは絶対やられます、また違法を、こういう感覚でやっていたら。これは、今度やったら、本当に覆砂事業の人たちも困るわけですから。これは大事な資源ですから、我々も環境を提言して、この砂の採取についてはずっと計画的にしていこうと、資源を守りながらということをやっているんで、ここで中途半端な取り締まりをやったらいかぬですよ。ぴしっと警察あたりにも相談して、専門家のもとでやらぬと、雇用から入ってきたらだめだと思います。

○高口産業支援課長 委員の御指摘も、十分また私どもの参考にさせていただきます。

これに関しましては、海上保安部の方といろいろお話をさせていただいておりますので、あるいは漁業取締船の関係も御指摘いただきましたので、まずはちょっとこの事業でさせていただきまして、あわせて今委員が御指摘になったこともまたこれから至急検討しまして、そういう有効性あるいはそのやり方についても改善を加えていきたいと考えております。

○西岡勝成委員 よろしくお願ひします。

○池田和貴委員長 本件については、きのう環境対策特別委員会でも大分議論があったところでございます。監視のための予算は計上されておりますが、皆さん方も関係課とよく連携をとって、それで二度と違法採取がないように監視を続けていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○馬場成志委員 今の件につきましては、私は詳しくはわかりませんが、例えばタクシーの事故なんかでも、どっちが当たってきたかというような話じゃ水かけ論になったりするけれども、今ビデオがついとるけんが立証できるとかというようなこともありますよね。その辺ももちろん考えてはもうろうとは思いますが、あわせて考えていただきたいと思います。

お尋ねは、産業人材育成課の条例のところ、済みません、確認ですが、職業能力開発校条例の一部の改正ですが、これは授業料を徴収しないというのは、原資はどうなるとるのかな。

○吉永産業人材育成課長 この運営につきましては、国から一定の移譲がございますが、今回の減免に関してはその算定基準に含まれておりませんことから、基本的には県の財政負担ということでございます。

○馬場成志委員 国がその埋まっていない部分を埋めるということでやるということですか。

○吉永産業人材育成課長 そのとおりでございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○田代国広副委員長 企業立地課にお尋ねします。

工業団地を県が菊池市に造成することになっていますが、この土地は元旭志村であって、私の地区の隣で、ここに工業団地ができて、予定どおり企業が立地できれば大変これはありがたいことで基本的には賛成ですけども、ただ、御時節柄、非常に今経済が冷え込んでおる中で、ここの造成をやって、企業誘致が順調に進むかどうかというので大変心配をする側面があるわけなんですけれども、その点に対しての見通しと申しますか、それはどのような感じを持っておられますか。

○山内企業立地課長 今後の企業誘致の見通しについてのお尋ねでございますが、一時のリーマンショックのころの大変な経済状態については現在回復途上にあり、県内の一部企業、全般までは広まっておりますが、立地をしていただいているような、中でも半導体ですとか自動車関係の業界については、もうリーマン前の水準に戻りつつあるような状況です。特に、半導体関係は現在フル生産を県内の工場もやっているような状況ですので、そういった経済関係、経済環境の好転もあり、あるいは積極的にいろんな企業にも働きかけておりますが、こういったきちっとした、立地もいいところでまとまった面積というものを手元で持つておくことができれば、今後きちんとそういったところに誘致を、企業を引っ張ってこれる可能性は十分あるのではないかとこのように考えております。

○田代国広副委員長 いずれにしても、県が既に造成しました益城町の工業団地、あそこは大日本スクリーンというんですか、そういった企業が来る前提で造成したんですけども、今おっしゃったリーマンショックですか、によってとんざしてしまっただけです

が、その後の益城の工業団地の現在の状況、企業誘致を含めたところの状況、と同時に、菊池における誘致企業というか、ターゲットと申しますか、ある特殊な業種に絞っておるのか、それとも漠然とと言ったら失礼ですけども、そういっためどと申しますか、目算と申しますか、そういったことについてはどういった考えを持っておられますか。

○山内企業立地課長 臨空テクノの団地についての大日本スクリーンの現在の経営状況を申しますと、大日本スクリーンの方も、リーマンショックで予想ができなかった環境になったということで、一時凍結ということになっておりますけれども、大日本スクリーン自体の経営状況は、21年度の第4四半期から四半期ベースでは黒字に改善をしております。本年度の企業の経営計画ですけれども、かなり90億くらいの黒字を経営計画上は見込んでおられます。

これから、22年度の経営はまだ赤字ですけども、その経営計画、90億円の黒字を出す計画が本当に実績としてそういったものがきちんと達成できるかどうか、それを見きわめた上で判断をさせていただきたいと、大日本スクリーンの方は現在おっしゃっておられます。

そういった状況で、大日本スクリーン自体の経営はかなり改善しつつあられるなど、当初の予想よりもちょっと前倒しで経営の改善を図っておられるなどというふうに聞いておまして、私どもも、現在の経営計画をきちっと達成をされて、その協定どおり調印をしていただけるよう今接触を進めているところです。

それと、2点目の御質問の旭志の団地についての業種、特定の業者を選定していくのかという御質問ですけれども、基本的には製造業ということで考えておりますが、現在、むしろ好調な半導体ですとか自動車関連、もし

くは本年度から重点に加えていきたいと考えておりますソーラー推進関係と申しますか、太陽光関係ですとか、そういった電池関係、また本県は農産県でもございますので、そういった食料品関係の業界、そういったところ等を主なターゲットとしていろいろ働きかけをしてまいりたいというふうに考えています。

○田代国広副委員長 益城に関連ですけれども、今のお話を聞きますと、益城の工業団地は大日本スクリーンを前提として今後も進んでいくというような考え方なんでしょうか、それとも、他の業種がより有利な条件と申しますか、そういった形で進出を希望した場合は、判断はどうされるというふうに考えておられますか。

○山内企業立地課長 臨空の方の空港の横の団地につきましては、大日本スクリーンさんをベースに、ただ、それ以外の企業にも、いろいろお問い合わせがあれば、大日本スクリーンと御相談の上紹介をするといった対応で、今現在用地等の検討を進めております。菊池市の方につくっております団地の方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、自動車なり、半導体なり、太陽光発電なり、食料品なり、そういった分野で重点的に取り組みを進めたいと考えております。

○田代国広副委員長 企業立地を進めるということは、県の経済に極めて重要な、雇用を含めて大事な施策であるという認識をいたしております。だから、ぜひ、この2つの団地を成功させたい、してもらいたいと思うんですけども、特に、熊本県がつくった工業団地が過去にあんまり大きな効果を果たしていないという現実があるわけですね。ですから、もしもここに団地をつくって——もう失敗は許されぬと思うんですよ。まして、この

土地あたり、非常に利便性にはいいわけですから、しっかりといろんな形でやらせていただいて、ぜひ成功させていただきますようによろしく願いしておきます。

○山内企業立地課長 課はもとより、局、部、知事をトップに、全力を挙げて必死で取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願います。

○池田和貴委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

○西岡勝成委員 企業局に、社会資本整備交付金ですけれども、菅総理がなられて、我々も、もうこの交付金の別枠でやっていかないと荒瀬ダムの撤去というのは非常に県財政を圧迫するというので心配をいたしておりますが、額的にはどのぐらいを——これは別枠で要望していかんといかぬと思うんですけれども、どのぐらいを要望していくんですか。

○黒田企業局次長 今回の分につきましては、国の方と十分調整する時間も非常に少なかつたこともありまして、額的には1,100万円という要求でございました。ただ、企業局としましては、新規項目として認めていただいたというのは非常によかつたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

あと、国との検討会議を設置させてもらっておりますので、交付金の対象となる事業を十分検討させていただいて、補助率といえますか、従来の補助率に当たるような負担割合をいっぱいのところまで活用していただければというふうに考えているところでございます。

○西岡勝成委員 総額として大体どのぐらいのところを……。

○黒田企業局次長 今から協議が始まるところでございますけれども、私たちの方の期待としましては、道路のかさ上げの事業ですとか護岸の整備事業ですとか、そういったところを期待しているところでございまして、金額につきましてはまだ、うちの方の試算としてはございますけれども、国の方の視点も入れてもう一遍練り直していくことになると思います。そういったことで、補助率いっぱいまでお願いできればというふうに考えているところでございます。

○西岡勝成委員 総枠としてはまだ計算ができていないということですかね。

なるだけこれは国の金を引っ張り出す工夫をしていかないと、菅さんもあれだけ現場に来て言われている話ですから、その辺はちゃんと担保をとって、これはもう議会も一緒になって、県財政が厳しい中ですから、撤去を——これは初めての例でもありますけれども、この辺十分踏まえてみんなで行っていかなくちゃいかぬと思います。

○高野洋介委員 先ほど黒田次長の説明では、井戸がれは入ってなかつたように感じておりますけれども、当然、今県が考えている企業局の地域振興には井戸がれも入るんですよ。

それと、今の井戸がれの現状について教えていただきたいと思うんですけれども、この井戸がれが現時点での坂本の喫緊の課題ですよ。それと護岸ですよ。そこの話が全く伝わってこないものですから、現状をちょっと教えてください。

○黒田企業局次長 井戸がれにつきましては、後で報告をしようと思っております、報告事項の方に入れておりますけれども、委員おっしゃるように、非常に緊急の課題でござ

ざいます。

水位を落とし始めてから井戸がかれてきているような状況でございまして、旧坂本村の西鎌瀬、与奈久の2地区が水道として使えないような状況になっております。4月の初めから緊急給水をしているところでございます。

要は、生活に密着しているところでございますので、水道事業の関係につきましては市の方が基本的には責任を持つということになっておりますけれども、私たちの方で給水をやっておりますし、市の方と一緒に現在地元に入りまして、地元の方々の御意見をお聞きしているという状況でございます。

現在は、緊急の給水でございますので、恒久対策として、水道組合で対応するのか簡易水道で対応するのかを含めて市の方と協議しております。その市との協議が済んだ後地元の説明に入ろうということ、実は、あした、市の方とは再度協議をするという日程にしております。

○高野洋介委員 どうも私の聞いている範囲と企業局が考えているスタンスがちょっと違うのが、八代市側は、簡易水道とか、そういった話になると話は別なんです。今本当に八代市が望んでいるのは原状復旧なんです。それよりも上のハードルを企業局は考えているものから、そこは八代市でしてくださいという話になってくるとでしょうけれども、そこが私は今大きな問題になつておもうとです。そこを、まずは原状回復、それから、今後、八代市が簡易水道を選ぶのか私はわかりませんが、そういった形できちっとしていかなと、私も、実際、市役所に行って担当の人と話をしたんです。そうしたら、意識の違いというのが明確にわかつたものから、そこを企業局としては、八代市の要望と自分たちの思いというのを、やっぱり落とすところをつくって、どこから

どこまではする、せぬていうのを線引いていかぬと、それは法律上は水道はするのが八代市の仕事というのはみんなわかっとることですよ。ただ、荒瀬ダム水位が下がったものだから、井戸がれしとつとは現実じゃないですか。これはもう県が認めとるものから、そこら辺の説明を、責任をきちんと県は果たしていく必要があると思いますので、今後またいろいろあると思いますので、そこら辺は丁寧に市と地元と協議をしてもらえんすか。

○黒田企業局次長 委員のおっしゃるところは大変理解しております。

もうちょっと詳しく説明させていただきますと、5月30日に市と一緒に地元の方々と接触をいたしまして、そして具体的に地元の方々の要望をお聞きしました。そのときに、こういった形でというところまでまだ詰めて考えていらっしゃらなかったものですから、私たちが市と協議をしまして、そして、地元の方々に、こういった取り組みはどうでしょうかというようなお話をするという段取りでございます。

○高野洋介委員 それはわかりました。丁寧に対応してもらいたいと思うんですけれども、国と県との協議の場というのがありますよね。けれども、これは八代市は全く入っていないんですよ、地元というのが。私が一番おかしいと思うのは、国と県だけの問題じゃないですよ。なぜその協議の場に地元の市役所自体が入らないのかなというのが、私は本当にこれが疑問なんですけれども、そこだけで協議をされて、実際するときには八代市も負担してくださいと言われても、おれたちは聞いとらぬというのが本音なんです。だから、そこら辺はどのように考えていらっしゃるんですか。

○黒田企業局次長 国との検討会議につきましては、現在のところ、国の方が、九州地方整備局の河川部長、道路部長、それから河川調査官、それから道路の調査官、一応4名がメンバーでございます。県の方は、土木部長、企業局長、それから土木部の次長、それからうちの企業局工務課長がメンバーで、第1回を、この間、現場視察とともにしていただきました。

委員おっしゃるように、八代市との関係でございますけれども、今回は国と県とのメンバーで一応構成はしておりますが、おっしゃられるように、市との連携は必須でございます。そここのところは、私たちの方で連絡を密にして、市の意向もお聞きしながら、国との会議に反映していきたいというふうに考えているところでございます。

○高野洋介委員 わかりました。

○西聖一委員 済みません、ちょっと関連して、今度国から社会整備交付金が1,100万円ついたことで、今黒田次長はありがたいことと話していただいたのでちょっとほっとはしましたけれども、最初ついたときは、余りにも額が少ないという話が出ていましたよね。国に求めるのは、本体撤去費用を求めるんですよね。だから、その額が出ていない中で、1,100万円が少ないと言われても、私たち応援する方としても、じゃあ一体幾ら欲しいのかというのがやっぱり聞きたいわけですよね。だから、早急にそれは国と詰めていただきたいのと、それから護岸工事とか道路のかさ上げというのが出ましたけれども、それはダム撤去関連の工事であって、もともとダムがなくなれば、当然河川管理者の国がすべき事業であって、荒瀬ダムとの関連はどこまでかは、それも協議してもらわないかぬけれども、そこまで話を広げるからだんだんだんだん見えなくなってくるんじゃないかなと思う

んですよ。あくまでも撤去費用に幾らかかるかを国にきちんと要望すべきじゃないかと思えますけれども。

○黒田企業局次長 御指摘のように、金額としては非常に少ないとは思っております。さっきちょっと言いましたけれども、時間的に非常に足りなかった部分があるということでございますけれども、今後は検討会議を設置して、その中で十分詰めていただければいいんじゃないかというふうに考えております。

ただ、企業局としましては、後でこれも御報告したいと思っているところでございますけれども、不足額が約30億円ございますので、この社会資本整備総合交付金だけでは全然足りませんので、ダムの本体撤去の方の財政支援もお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○池田和貴委員長 ほかにございせんか。

今の件については、私たち県議会も、超党派で、前政権のときですが、議長の提案によって三日月さん及び政府の方をお願いに行ったところでございます。一応、その場では、非常に前向きなお話がありました。

今まで荒瀬ダムを撤去するときに、撤去するための財源不足をどうするかというのが非常に悩ましい問題だったわけでありまして、これについては、今の菅新総理がこちらに来て発言をされた内容等もございしますので、きちんと自分が発言されたことはやっていただくように、私たち議会としても、今後とも求めていきたいというふうに思っているところでございます。ぜひ、皆さん方にも、一緒になって協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ほかにございせんでしょうか。

○田代国広副委員長 継続的な関連なんですけれども、前回の委員会のときもちょっとお

話ししたんですけれども、拉致問題ですね。拉致問題が、この委員会の国際化環境整備推進費という形で掲載されております。予算は、一般財源が少なくって、財源更正でわずかですけれども、国の補助がついたということで喜ばしいんですけれども、この委員会でこの問題を議論するのはふさわしくないというのが私の考えだったんですよ。

その後、課の中であるいは庁の中で、これに対する議論といますか、集約がされたわけですかね。

○松岡観光交流国際課長 観光交流国際課でございます。

前回の委員会で御指摘を受けました。それで、現在、県庁内の関係各課、人事課であるとかあるいは人権同和政策課であるとか、そういった主な課と今協議をいたしております。それで、所管をどこに置くのかあるいは委員会をどういうふうに持っていくのか、全国の例を見ながら、そのところは今調整をしているところでございますので、しばらくお時間をいただければと思っております。

○池田和貴委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第13号、第14号及び第23号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号外4件について、一括して原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件については、原案の

とおり可決または承認することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が商工観光労働部から2件、企業局から1件っております。

まず、それぞれの担当課長から説明を受けた後一括して質疑を受けたいと思いますが、ここで5分間休憩をとらせていただきたいと思います。

午前11時0分休憩

午前11時6分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続き審議に入りたいと思います。

それでは、報告1について商工政策課から説明をお願いします。

○田中商工政策課長 商工政策課でございます。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取り組みについて御報告いたします。常任委員会報告事項をお開きいただきたいと思います。

県では、これまで、中小企業の振興を県政の重要課題と位置づけまして、さまざまな施策に取り組んでまいりました。特に、平成19年の中小企業振興基本条例の制定によりまして、中小企業の振興の基本となる事項が定められましたので、さらなる施策の充実に努めているところでございます。

今回、この中小企業振興基本条例に基づきます平成21年度の主な取り組みの成果等について御報告させていただきます。

資料の1ページから11ページまで記載しておりますけれども、すべてを説明すると長くなりますので、中でも主要な取り組み、平成21年度に新たに組み込んだものなどをピックアップして説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の条例の周知、受注機会の増大等についてでございます。

商工観光労働部長名で、庁内各課、地域振興局、各種委員会や市町村等に対しまして、改めて条例の周知を行っております。県や市町村が発注します工事、物品、役務に対しまして、受注機会の拡大を要請しております。

また、ホームページ等の各種媒体を使った条例の周知を行っておりますほか、セミナーや研修会等、さまざまな機会を通じて周知を図ったところでございます。

丸の4つ目に記載しておりますけれども、平成19年度から、新事業支援調達制度によりまして、新たな事業分野の開拓を行っている企業の商品を認定し、新商品を周知、紹介しています。そのうち、一部県が購入するなどの支援を行っておりまして、21年度は新たに6社、6商品を選定いたしております。

続きまして、2ページになりますけれども、2の中小企業のものづくりの振興、技術力の強化への支援につきましてでございます。

県のものづくり支援の中心となる産業技術センターの建設工事に平成20年度から着手しております。実験棟の2が平成22年2月に竣工いたしました。平成23年3月には、くまもと有機薄膜技術高度化支援センターの機能も兼ねた施設として全面竣工予定でございます。

この産業技術センターを中心とした技術支援のほか、大学と連携した技術力の強化に取り組みますとともに、2ページから3ページにございますように、自動車、半導体、太陽

光発電関連を初め、さまざまなものづくり企業の支援にも取り組んでおります。

なお、産業技術センターにおける21年度の技術指導、相談や企業からの依頼試験や分析などの実績を、3ページの中ほどに実績件数等として記載しているところでございます。

3ページの下段から、3の中小企業の経営の革新や新事業展開への支援について取り組んだ内容を記載しております。

これまでの事業を活用して、既存の事業を発注して中小企業の新たな取り組みを支援しておりますけれども、4ページ目の2つ目に記載しています平成21年度新たに農商工連携に関する新事業の展開の参考となる取り組みを、1次分として67件選定いたしまして、くまもと農商工連携事業100選という事例集を作成しまして、中小企業の新事業展開を支援しております。

また、その下の4ページ目の3つ目に記載しておりますけれども、くまもと夢挑戦ファンドの事業として、中小企業が取り組む地域資源の活用や成長分野における新商品開発、販路拡大についての助成等も行っております。

4の中小小売業の振興への支援につきましては、1つ目にありますように、商店街などが行う防犯カメラ等の設置等の、環境整備の事業に対する支援だとか、商店街への専門家の派遣でございますとか、次の5ページに移らせていただきますけれども、上段にございますように、海外からのバイヤーを招いて、県内中小企業との商談会等の事業も行っております。

5の中小企業の経営基盤の強化でございます。

商工会、商工会議所や中小企業団体中央会を通じて、新事業展開や経営の強化に関する支援を行いますとともに、丸の4つ目に記載しておりますけれども、中小企業の資金ニーズに的確に対応するため、平成21年度、融資

状況を見直しますとともに、融資対象を拡大し、総額301億円余の融資面での支援を行っております。

さらに、6ページにございますように、県中小企業支援センターやくまもとテクノ産業財団等の各種支援機関による相談やあっせん、マッチング等の支援を行い、経営基盤の強化に取り組んでいるところでございます。

6ページの下段から、6の中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化という項目で整理しています。

県内9カ所に設けられていました地域力連携拠点や、次の7ページにございますけれども、県の商工会連合会の経営安定特別相談室において、中小企業の経営課題や問題解決に向けた相談に応じているところでございます。

7ページの7の人材の育成と雇用対策の推進という項目につきましては、商工会、商工会議所等による人材育成のほか、丸の3つ目に記載しておりますけれども、ジョブカフェくまもとで若年者の就職支援をワンストップで提供しています。また、21年度、5カ所の地域振興局に新たにジョブカフェ・サテライト員を配置して、若年者の就職を支援しているところでございます。

また、7ページの一番下に記載しておりますけれども、熊本県産業人材育成強化ネットワーク推進会議を設置しまして、関係機関が連携して産業人材の育成確保策に取り組みますほか、さまざまな機関が実施する教育訓練メニューや支援制度等の情報を一元的に管理、提供するジョブチャンネルくまもとやワンストップ相談窓口を開設しているところでございます。

その他、8ページから9ページにありますとおり、人材育成、高校でのインターンシップの実施などを行っておりますほか、障害者の就労機会の拡大支援なども行っております。

続きまして、9ページに記載しております総合産業としての観光・県産品振興関連でございます。

スザンヌ宣伝部長を起用した大型キャンペーンを実施しておりますほか、関西・中国地方での重点的なPR活動や食博覧会への出展、首都圏でのくまもとフェアの実施など、県産品の販路拡大等に取り組んでおります。

続きまして、10ページの9の環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展につきましてでございます。

環境生活部におきまして、バイオディーゼル燃料の普及推進と事業化の支援、産業廃棄物の排出抑制に関する取り組みを実施しております。

10の企業立地の促進の面でございますけれども、中小企業の振興に資するという観点からの企業立地の促進に努めておりまして、半導体、自動車関連企業の誘致に重点的に取り組ますとともに、サービス産業の誘致にも取り組んでまいりました。

最後に、11ページになります。

11の雇用環境の整備につきましては、子育て女性のための再就職支援のためのアドバイザー派遣や健康福祉部において子育て応援団の登録等の事業を実施して、中小企業の雇用環境の整備に努めております。

ちょっと早足で行きましたけれども、以上が21年度の主な取り組みでございます。

次に、12ページから23ページにかけてまして、平成22年度の熊本県中小企業振興に関する事業等一覧というのをまとめております。

本日はこちらにつきましては説明を割愛させていただきたいと思っておりますけれども、一覧には公共事業等は含まれておりませんが、事業全体で79事業、金額で383億円ほどの予算が表になっているところでございます。

以上で熊本県中小企業振興基本条例の取り組みについての御報告を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○池田和貴委員長 次に、報告2について労働雇用課から説明をお願いいたします。

○古閑労働雇用課長 労働雇用課でございます。

委員会報告事項の24ページをごらんください。

平成22年度の基金事業の全体の取り組み状況について御報告を申し上げます。

個別の基金事業につきましては、それぞれの所管課の方で予算化がなされているところでございますが、全体の状況を理解していただくために当委員会で報告をさせていただくものでございます。

まず、上段の県事業分についてですが、上から2行目に、緊急雇用創出基金のうち、緊急雇用事業の当初分として14億2,000万円、1,089人と記載がありますのは、既に当初予算で計上している事業でございます。

その下に、追加と記載がありますが、今回6月補正で追加を行う事業になります。新たに1事業、200万円を計画し、3人の雇用を創出することとしております。

本日は、この追加分を中心に、以下御説明をいたします。

次に、上から5行目の重点分野雇用創造事業についてですが、今回、追加分として新たに28事業、9億1,000万円を計画し、650人の雇用を創出することとしております。

なお、次のふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、県事業、市町村事業ともに今回新たに追加する事業はございません。

これによりまして、県事業分としては、最下段にありますように、合計で43億4,000万円、2,637人の雇用を創出する見込みでございます。

なお、次のページ以降に、御参考までに、今回新たに追加した県事業の一覧を添付いたしております。

次に、中段の市町村事業についてですが、上から4行目の重点分野雇用創造事業については、追加分として、今回、59事業、2億9,000万円を新たに計画し、200人の雇用を創出することとしております。

なお、その下に、未定となっている分が2億8,000万円ございますが、これは当初に市町村の補助枠として確保しているものでございます。

これにより、市町村事業としては、最下段にありますように、合計で45億1,000万円、3,495人の雇用を創出する見込みでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○池田和貴委員長 次に、報告3について企業局から説明をお願いいたします。

○黒田企業局次長 報告資料をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、荒瀬ダムについて、最近の取り組み状況等について御報告いたします。

1番目としまして、荒瀬ダム撤去技術研究委員会についてでございます。

4月30日に第1回会議を開催いたしました。事業の目的あるいは目標の明確化についてですとか、環境モニタリング等についての御意見をいただきました。明後日、6月18日に第2回委員会を開催いたします。それから、7月末には第3回の委員会を開催する予定でございます。その後、荒瀬ダム撤去計画（県案）ですけれども、を策定いただきまして、河川管理者との協議を進めながら、環境モニタリングや堆砂、泥土の除去等を行ってまいりたいと思っております。

2番目のダム撤去に伴う地域課題への対応でございます。

1番目としまして、荒瀬ダム撤去地域対策

協議会を設置することとしております。現在、協議会の運営方法等について八代市との協議を進めており、今月中を目途に協議会を設置したいと考えております。協議会の構成につきましては、資料に記載のとおりでございます。

2番目の(2)の井戸涸れ関係でございます。

先ほど御質問があったところでございまして、地域対策協議会と別途に、緊急的な要素があるということで切り離して八代市と協議を進めているところでございます。

それから、次のページをお願いします。

利水の関係でございます。

従来、藤本発電所が運用しておりました責任放流につきましては、瀬戸石発電所で対応することとされております。渇水時の対応につきまして、電源開発株式会社と関係の土地改良区との間で現在も引き続き協議が行われている状況でございます。

3の社会資本整備総合交付金の活用でございます。

社会資本整備総合交付金の活用につきましては、先ほど6月補正予算の内容として御説明したとおりでございます。第1回の検討会議が開催されましたが、この会議などを通じて、交付金の別枠確保等、国の財政支援を求めてまいりたいと考えております。

また、19日の土曜日には、県選出国會議員の皆様にも国の施策等に関する提案について御説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次のページをお願いします。

次に、撤去に伴う資金不足の状況についてでございます。

今回の試算では、平成21年度電気事業会計決算の速報値をもとに試算を行いました。試算を行う前提としましては、まず、総事業費をPT試算の約92億円としております。総事業費には地域対策費等に係る費用を含んでお

りません。平成21年度末で発電を終了しておりますが、ダム本体撤去は平成24年度から実施することとなっております、それまでの間、平成22年度及び23年度の2年間の荒瀬ダム維持管理費として約6億円を見込んでいるところであります。これは売電収入で回収できない費用として負担が増加するものでございます。また、社会資本整備総合交付金は、今後の金額が不明であるため、平成22年度分のみを計上しているところであります。

以上の前提を踏まえて、PT試算と平成21年度決算後の試算を比較しております。

①の今後の支出額でございますが、71億円から73億円と、2億円増加しております。内訳としましては、総事業費は92億円と変わりますが、PT試算時から1年以上経過し、この間、堆砂、泥土の除去等に約4億円を執行しましたことによりまして、支出済額が21億円から25億円へと増加しております。その分、残事業費は約67億円に減少しております。

一方で、荒瀬ダム撤去開始の平成24年度までの2年間の維持管理が必要となりますが、発電していないため、売電収入で回収できない費用約6億円が今後の支出額に加わり、73億円となっております。

次に、②の撤去に投入可能な額でございますが、42億円のままで変更はございません。内訳の年度末撤去に投入可能な内部留保資金、それから経常利益7発電所分とも変わっておりません。

その結果、③の資金不足額は、約28億円から約30億円と、約2億円の増加となっております。

以上、現時点における状況を説明しましたが、今後、撤去事業費、地域対策費、それから平成24年度以降の荒瀬ダム撤去開始後の維持管理費などが増減することも予想され、また、今後の国の支援の程度によりまして資金不足額について変動が見込まれるところでござ

ざいます。

報告事項は以上でございます。

○池田和貴委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○馬場成志委員 これは労働雇用課の方になりますかね。いろいろたくさん事業を実施していただいて、御慰労申し上げたいと思いますけれども、使い勝手の部分でいろいろあるかなというふうに思いますが、今やっていることの中での話ではなくて、以前、自民党政権のときは、例えば地方と連携をとって、国が考えるだけではなくて、こういう事業にも使わせてほしいとか、そういったこともやっと思ったと思いますが、今その辺の——逆に向こう側から地方に対してメニューを聞いてくるだとか、そういったやりとりがあつとるかどうか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○古閑労働雇用課長 昨年度、今馬場委員御指摘のように、要件緩和ということで、人件費の7割以上というような要件がございましたものを、その後、国との協議によりまして、人件費2分の1というふうに要件緩和をしていただいているところでございます。

今年度、今委員御指摘のように、国から特段何かそういう相談といいますか、協議があつているかという、今のところそういうものはございません。

○馬場成志委員 統計した数字は別にしても、いろんな人と話しとっても、やっぱり仕事が欲しいとかいう話はたくさんあるわけですよ。その中で、いろんなこういった事業を活用して何かできぬかというような話しても、やっぱり対象になる人ならない人、ならない人も結構多くて、そういうことの中で、

何か工夫すればというようなものがさまざまにあり過ぎる部分もあるかと思えますけれども、もともと国のメニューに入っていないからできないということもたくさんあると思うんですね。その辺のミスマッチを解消する気持ちがまず国になからないかぬですけども、なければならぬに県の方からしっかりと発信してもらわぬと、金だけ積んでもどうしようもないということになりますので、今頑張ってもろうとすることは頑張ってもろうとすることとして、さらにそういったことに御尽力いただくようお願いしときます。

○古閑労働雇用課長 先ほど御説明した事業の中で、重点分野雇用創造事業というのがございます。これが重点分野ということで6分野、いわゆる分野が指定を受けております。実際地元で使おうとしたときに、6分野という指定がちょっと厳しいというようなことで、7月の政府予算に向けましては、その重点分野をもう少し緩やかに緩和していただけないかというような要望を考えております。

○馬場成志委員 よく要望しておきます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○高野洋介委員 企業局にお尋ねしたいんですけれども、今月中をめどに地域対策協議会を設置されるということなんですけれども、企業局長にお尋ねします。多分、このメンバーを見ると、座長は副知事になると思います。県関係では、あとは企業局長と振興局長と思うんですけども、それには土木、農水等々は入っていないんですけれども、私が考えとつとは、この護岸というのは、先ほど西先生が言われましたけれども、河川管理者は国なんです。ただ、道路管理者は県なんです。両方ですね。ですから、県が護岸を見なければいけない箇所が多々あるんです。で

すので、そういったものも踏まえて、なぜここに土木部と農林水産部が入らないのかをお尋ねします。

○川口企業局長 この地域対策協議会が扱う課題については、荒瀬ダム撤去に伴うさまざまな地域課題ということですので、県庁の中でもいろんな部局にまたがるということは我々も十分理解しておりまして、庁内の連携、協力を得ながら対応していこうという基本的な考え方を持っています。

そういう中で、庁内の関係課長の会議の場をつくるということで、この協議会そのものについては、一応副知事を県のトップに委員として入っていただいて、あとそこで出てくるいろんな地域課題については、先ほど申しました庁内の関係課長会議でよく相談させていただいて対応していくと、そういう考え方でおります。

○高野洋介委員 そんな回りくどいことをせぬで、その中に県の各部局も入れてせぬで、地域の方々とか関係団体が質問した場合に、副知事だとか企業局長とかは答えられぬでしょう。ですので、法令的なものもあるだろうし、いろんな諸課題もあつとだろうけん、そこら辺はやっぱりメンバーとして、私は、農林と土木を入れてするのが適切だと思いますけれども、そういうお考えはないんですか。

○川口企業局長 この地域対策協議会が円滑に進んで、さまざまな地域の課題が解決に結びつくということが目的でございますので、その目的のためにどういう対応をしていくかということなので、そういう意味では、先ほどの、いわゆるいろんな課題について庁内の連携をとるということでやっていきたいと。

事前に、いろいろ地域課題については、協議会の開催の前に市とも十分打ち合わせをしますし、地元の皆さん方とも丁寧に打ち合わ

せをしながら対応していくということで考えておりますので、地域の課題については、この協議会の下部組織といいますか、地域部会というのをちょっと考えていまして、その中で、道路のかさ上げでありますとか、護岸の問題とか、消防水利とかいろいろ出てきますので、その関係する課には一応呼びかけて、参加していただいて一緒に検討するような形に持っていきたいと思っています。

○高野洋介委員 ちょっとイメージがつかめぬとですけども、協議会があつて、そのほかに部会をつくって、そこで前もって打ち合わせをして、その打ち合わせの段階で協議会に持っていったという、何か複雑な協議会というふうな今答弁をされましたけれども、みんなと前もって打ち合わせするという段階が会議じゃないんですか。前もって打ち合わせをして、その打ち合わせの中で協議会に話を持っていくということなんですか。

○川口企業局長 今委員のお話の中で、別につくるということではなくて、協議会の中に部会を設けて、より丁寧に協議をしていくということ考えています。

○高野洋介委員 それには、じゃあ土木、農林は入るんですか。

○川口企業局長 その地域にかかわる関係課ということで、関係課の協力を得てやっていこうかと思っています。

○高野洋介委員 じゃあ入れればいいじゃないですか、この協議会にですよ。そうせぬと、そこで話したことがまた違う話になってきたら、その人たちは聞かっさんわけですよ、その関係課の方々は。だったら、入れて、それが本当の綿密な会議になるんじゃないんですか。

○川口企業局長 協議会の中にすべての関係するところを入れていくということも、まあそれは一つの考え方だと思いますけれども、余りメンバーが大き過ぎても、協議会の円滑な運営ということを考えてときに、協議会とその下部組織としての地域部会ということで、その地域部会の中でより丁寧に協議していった方が、より効率的に協議会の運営ができるだろうと、そういう判断でございます。

○高野洋介委員 そんな大きく私は言っているわけじゃなくて、この熊本県の関係者に土木と農水と企画振興ぐらい入れたらどうですかという話をしているだけであって、そんな大々的に何十人、何百人規模で会議ばしろなんかは言っとらぬわけですから、今までの企業局のだめだったところは、全部企業局が窓口になつとるものですから、ほかの土地改良区だとか漁協だとか、そういう関係の方々とは連携がとりづらかった部分があるものですから、そういったところを私は解消するために一般質問をしてきましたし、そこで知事が部局をまたいでやるということを言われと思ったんですけれども、実際協議の場には企業局しか入らぬというところに私は不快感を感じているものですから、もう一回検討をしてください。

○川口企業局長 一応、県の方としては、資料にございますように、副知事と私とそれから八代地域振興局長ということで考えていまして、要は、その地域の課題に対して庁内の連携をよくとって、その課題の解決に取り組むということで、何が一番いいかということで、市の方とも十分打ち合わせをした上でやっていきたいと思っております。

○馬場成志委員 今の高野先生の話をしっかり聞いて、そして、実質的に、例えば土

木の話をしなるときは、その固定メンバーじゃなくて、その会議のときはふやさんかもしれぬとか、フレキシブルに動けるようにということで考えとるわけでしょうが。だから、そういう運用の部分で、今言うてもろうたことをしっかりと反映できるようにやっていかなんですたい。そういうことで、結果的にいい形に持っていくということで運営していただくことが肝要じゃないですか。

○池田和貴委員長 企業局長、よろしいですか、今馬場委員の発言に対して。

○川口企業局長 何度も申しますけれども、庁内の連携をとって地域課題の解決に当たるということで考えています。

○池田和貴委員長 じゃあ、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。ありませんか。

○馬場成志委員 じゃあ、何も意見がありませんでしたら、1つ御提案をさせていただきたいというふうに思います。

委員会からの意見書提出について提案したいというふうに思います。

意見書(案)がありますので、その案をちょっとお配りしたいというふうに思います。

○池田和貴委員長 それでは配ってください。

(意見書(案)配付)

○馬場成志委員 この意見書は、企業局の工業用水道事業に関して、現在高金利で借りている企業債の借りかえについてということで、要件の緩和や利率の見直しを求めるものであります。

この件につきましては、執行部も国へ要望していただいとるということ——もう既にやっていただいとるんだろうと思いますが、も

し、その当たりぐあいというか、聞ければ、何かコメントはありますか。

○池田和貴委員長 国に対して要望した後、その国の対応について何かコメントございますか。

○黒田企業局次長 工業用水道事業は、累積額が大きくて、経営努力をしているところでございます。5%以上の分につきましては、去年度までに約5億円の借りかえを認めていただきまして、試算ですけれども、約1億2,000万円程度の利息の軽減化を図ることができました。

今回、国の方に、私たちの方も、高金利の部分の借りかえできないかということで要望をしているところでございます。議会の方でこういった動きをしていただけるのは非常にありがたいというふうに思っております。

○馬場成志委員 今、去年してもろうたという話ですたいね。今後の見通しで、何かそれにコメントがあるかという話。

○黒田企業局次長 5%までのところまではさっきお話ししましたけれども、それ以下の部分については、今のところは国の動きは特段あっておりません。

○馬場成志委員 今までも各先生方、こういった借りかえの部分とか携わってこられて、国がかたくなで、なかなか言うことを聞いてくれぬのはよく御承知だというふうに思います。国も借金を持つとるといような話ですけれども、それ以前にこっちは、今度は発電もできませんし、企業局の経営内容は格段に悪くなっていますので、こういったこと一つ一つ積み重ねていかなきゃいかぬというふうに思っていますので、ぜひとも皆さん方御賛同をいただいて、この意見書を国に上げさせ

ていただきたいと、御提案させていただきたいと思っております。

○池田和貴委員長 馬場委員の御趣旨は、執行部及びそれに対して議会も同一步調をとって国に求めているということでございます。

それでは、馬場委員から提出されました意見書(案)について、事務局の方で読み上げていただけますか。

○議会事務局 工業用水道事業経営健全化に資する高金利企業債の借換えを求める意見書(案)

国からも求められているが、本県にとっても地方公営企業、特に工業用水道事業の経営健全化については、重要な課題として永年とりくんできたところである。

本県の地方公営企業では、厳しい経営環境に対応するため、経費削減はもとより国の基準料金限度額までの料金改定、更には、未利用水の一部を上水道や他用途へ転用するなど、事業規模の適正化に取り組んでいるものの、近年の社会情勢や産業構造の更なる変化等による水需要の伸び悩みにより、一層、厳しい事業運営を余儀なくされている状況も見られる。

これまで以上に経営改善のための取り組みは進めていくが、経営改善の取り組みの中で、国の制度上の制約により推進できないのが、高金利企業債の借換えである。

これまで、高金利企業債の借換えについては、以前より徐々に緩和され、現在5%以上の企業債については、借換えが認められてきたところであるが、現在の市中金利が1%台であることを考えると、対象利率の更なる見直しが当然であると考えている。

よって、国におかれては、地域の工業・産業の振興及び地域住民の豊かな生活に欠かすことのできない工業用水道事業の維持のため

に、更に制度を拡充されるよう下記事項を強く要望する。

記

高金利企業債の償還対策の実施について、借換えの対象となる企業債の要件緩和、対象利率の更なる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○池田和貴委員長 ただいま書記の方から読み上げていただきましたが、この意見書の提出について何か御意見はございますでしょうか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、この意見書（案）により、委員会提出議案として本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 ありがとうございます。御異議がないようですので、この意見書により議案を提出することに決定をいたしました。

ほかに何かございませんでしょうか。

○氷室雄一郎委員 その他でよかですか。

○池田和貴委員長 はい。

○氷室雄一郎委員 この委員会に要望書が出ているんですけども、阿蘇ソフトの村の件についてちょっとお尋ねをしたいと思うんです。

これは平成2年に県が2億数千万というお金を出して取得したわけですけども、その後お金をかなりつぎ込んで、まあ4億数千万と、それから約20年ぐらいたっているわけですけども、何もさわってもおられないし、どうもできないという状況になっているわけですけども、これはどういうふうになろう

と——平成2年のころと今の景気状況も大分違うし、資産価値もかなり落ちているんじゃないかと思うんですけども、これはどういうふうになろうと思うとですかね。各自治体から購買の要求等、いろんな企業等のアクセスはあっているんですか。20年もこのまま放置していること自体が、ちょっと私は何か奇異に感じたものですから、どこかでお尋ねをせないかぬなという気はしておったんですけども、ちょっと御説明をいただきたいと思えます。

○高口産業支援課長 お尋ねのソフトの村の件でございますが、今委員御指摘のように、このソフトの村につきましては、昭和62年に実施計画を策定いたしまして、その後用地買収を開始しております。26ヘクタールの計画面積のうちの約19ヘクタールが現在取得済みとなっておりますが、ちょうどその後バブルの崩壊等によりまして、ここの用地につきましては、当初IT関係のソフトウェア企業を誘致したいということで計画した用地でございますが、その後の経済情勢の変化、それからソフトウェア業界につきましても、現在、そういった郊外に立地をするというふうな動きはほとんどない状況でございます。

その後、一部対象施設につきましても見直しを加えまして、保健施設ですとか、そういったものについてもあるいは研修所あたりにつきましても、平成10年に範囲を広げまして、いろいろアンケート等を行ってきておりますが、現在までまだ分譲できていない状況でございます。

大きな原因といたしましては、計画面積26ヘクタールのうちの19ヘクタールしか買えていないということで、虫食いの状態にございます。それから、今委員も御指摘ございましたように、土地の価格も、時価と比べると大分下がってきておるといふところが大きな問題点かと思っております。

先般、地元の高森町の方からも、この土地の有効活用につきまして、一方では企業誘致の促進の願いもございますが、あわせて、ソフトウェアだけではなくて、例えば公共的な施設についても御検討をいただけないかというふうな御要望もいただいております。

現在、私どもの方でも、具体的に高森町の方としてどういったような利用形態といたしますか、どういったものを御希望なさるのか、少し今意見交換をさせていただいているところでございますので、そういったことを踏まえながら、今後どう対処していくのかについてももう少し検討させていただければと思っております。

○氷室雄一郎委員 もう既に大体20年間にわたってこういうものがそのままの状態にあるということ自体がちょっとどうかという考え方を持っていますし、しかしまた、これを売却するにしても、当時、県として莫大なお金を出資しているという関係上、それをたたき売るわけにもいかない状況になっているわけで、これは非常に問題ではないかと考えておりますし、各自治体の方もいろんなお考えもありますでしょうし、対象施設の拡大とかいろんな御努力もされてきたわけですがけれども、私は、何かこの20年間にわたる県の行政の取り組みとしては、これでよかったのかなという面もありますし、今後こういう条件なり、また、この用途条件というのは厳密にあるわけでございますので、この辺をどこまで拡大するのかという面もありますし、また誘致ができないとなれば譲渡も考えないかぬだろうし、その辺は余り要件とか用途拡大をしないで、やはり有効な利用活用に取り組んでいただかなければならないというふうに思っておりますので、今後各町村とのお話し合いもありますし、また、民間企業からも全然オファーというのはいないんですか、今。

○高口産業支援課長 長いこの20年間の中では、一部そういったお問い合わせとかはないことはないんですが、具体化するまでには至っていないというふうなところでございます。

○氷室雄一郎委員 先ほど話しましたように、用途とか条件が定めてありますので、その拡大について今後行われていくと思えますけれども、その辺をやっぱり余り——むやみやたらにという面はないとは思いますが、価格の問題もありますし、またいろんなこれから御努力はされていくと思えますけれども、しっかりとした取り組みを私の方から強くお願いをしておきたいと思っております。

○高口産業支援課長 委員御指摘のとおり、この土地を売却された元地権者の方もたくさんいらっしゃいます。こういった方々の土地を手放されたことに対する思いもあるかと思えます。一方では、地元の高森町の御意向もあると思えます。我々も、むやみやたらにいろんなもの、何でもいいですよとかということは現在考えておりませんで、まずは地元の地域の活性化につながるにはどういったような用途が適当なのかというところを、十分地元の関係の方々と御相談しながら検討させていただきたいと思っております。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 済みません、4点ほどお願いしたいんですが、要望と質問です。

23年の、来年3月には新幹線開業ということで、いろいろ観光誘致、いろいろ施策を打たれていますけれども、4点お願いします。

1つは、リフトつきバスの導入なんです。これは、以前からずっと要望というか、意

見があっておりますけれども、先日、民間のテレビ番組でも放映されて、実態というのが取り上げられたところですが、やっぱり新幹線を利用して熊本駅におりても、それから阿蘇に行こう、天草に行こうというときに、バスにリフトがないというのは、すごく今からやっぱり求められる対策だと思うんですね。現状はどうしているかという、福岡や鹿児島島のバス会社から借りてきてやっているということで、これは全くお粗末な話です。

ですから、リフトつきバスの導入については、民間のバス会社がすべきことではありましようけれども、結局、旅行会社、観光者というのは、熊本県は何をやっているんだということになりますから、バス会社に対してリフトつきバスを導入できるような施策を、今度9月議会までに何らかの形で出してもらえないかなという要望が1点です。

それと、2点目は、新聞にも載りましたが、阿蘇のロープウエーが今壊れていますよね。せっかく来てもらった方は、阿蘇に連れていったときにロープウエーに乗れないということで、私も県民の方からおしかりを受けて、どうなっているんですかねと。このロープウエーについてどうなっているかということをお聞きしたいのが2点目。

3点目は、今、崇城大学市民ホールの真ん前にNTTの建物があって、そこに県の物産館が入っています。ここは、本当頑張って、今、私も行って、よくやっているなどと思いますが、場所的に、そして周りから見てもなかなかわからないんですね。のぼり旗は立っているけれども、これは簡単なことなんですけれども、あのNTTの持ち会社に対して、やっぱり2階、3階の窓ガラスを利用した、何か目立つような広告を打ってもらえないのかなというのが3点目。

それと、4点目は、コンベンションホールですね。

今、グランメッセもありますけれども、新

幹線で大量輸送、短時間でそういう輸送システムもできるわけですから、やっぱり駅周かもしくは産文会館跡みたいなああいいうところにコンベンションホールを誘致して、いろんな会議ができるようにしていただけないかなということです。

これは、もう物産じゃなくて、医学とか大学関係のいろんな会議をしたくても、そういうものがないという声があるので、その点について何かお聞きしたいと思います。コンベンションホールはお金がかかりますから、県の財政でつくれとか決して言いませんけれども、民間に働きかける何らかはできないかということでお尋ねをしたいと思います。

○松岡観光交流国際課長 まず、1点目のリフトつきバスの状況について御説明をさせていただきます。

まず、県内では、リフトつきバスにつきましては、山鹿市のあいら観光さんが小型のリフトつきバスを1台所有されております。それで、現在、利用実績については、それほど利用がされている状況ではないと。ただ、まだ継続でこれはやっていくと。ただ、これにつきましては、バス1台が1,500~1,600万円するということで、減価償却、それから維持費等を考えると、これのさらなる充実というのはなかなか厳しいというのが1点、県内の分については。

それと、他県の状況ですけれども、福岡県においては、西鉄バスが1台所有していると。ただ、これもやはり利用状況が、なかなかペイしないということもあって、今年中にこれは終了するというふうに聞いております。それから、鹿児島県の方は、あづま交通が大型のリフトつきバスを1台、11年に導入していると。これについては、月に1~2回程度利用があっている、それ以外のときには通常の貸し切りとしても活用をしているというふうに向っています。それともう一つは、

福留バスが中型のリフトつきバスを1台所有しているというのが、大体九州地域の状況だというふうに聞いております。

それで、私どもは、このリフトつきバスの活用については、どうしても一番のポイントは、できるだけこういった車いすの方々が旅行ができるような形、それと、旅行をしたいと、できるんだといったようなことがまず一番大きなポイントかなと思っておりまして、17年度から、いろんな形で九州県内からあるいは韓国からもそうですけれども、モニターツアーを実施したり、それから、福岡の方で、福祉関係の施設の方々に、こういった旅行ができますよとか、こういった方法がありますよといったような形での提案を行ったり、それから、こういっただれもが楽しめる観光地を我々目指しているわけですがけれども、その中で21年度からは、ふるさと雇用の再生特別基金を活用いたしまして、いろんな施設523件を調査いたしまして、こういった施設はこういった車いす対応ができますとか、こういった人的なサービスができますとか、そういったことの調査を今ずっと続けております。

それで、情報誌でそういった情報を発行したり、それからブログによってそういった施設を150件も既に紹介を始めておりますし、それから県の観光サイト「なごみ紀行」でも、いわゆるUDツアーというか、そういったものについても情報提供をしているところでございます。

私どもとしては、こういった需要喚起ということを、まず当面やれるところからやっているとございまして、それで委員御提案の配備、購入の部分につきましては、県内のバス会社の方にはしっかりお伝えをして、一緒にこういった需要喚起を含めて取り組んでいけないのかといったことについては、相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○池田和貴委員長 このリフトつきバスについては、今報告があったように、なかなか商売ベースでいくとペイしないので企業としても非常に困っているという現状があるんだろうと思うんですね。ただ、今、企業は、CSRですね、企業の社会的責任等も求められておりますので、こういったことを企業の方には十分御理解をいただくということと、それと、やはりそういった方々が、どこにリフトつきバスがあるのかというのを調べようとしたときに、なかなかやっぱり調べられないような現状もあるんじゃないかと思うんですね。そういった情報発信といいますか、障害者の方が行くときにはこういう手段があるということをどこかで調べられるような、そういったものがどこかに活用できればいいんじゃないかなという気もしますので、この辺非常に、いろいろ御努力はしていただいていると思いますが、今後とも努力の方を続けていただきたいというふうに思っております。

○西聖一委員 何か実態がえらく使えていないという報告があったけれども、私の聞いている方では、足りないぐらいという話も聞いているものだから、もう一回調べてもらいたいのと、これから高齢者の時代ですから、そういう利用客はふえる方向だと思うんですね。よろしくお願いします。

○池田和貴委員長 その後3点はだれが御説明していただけますか。

○宮尾ブランド推進課長 県の物産館をさらにわかりやすくというお話でございまして。ありがとうございます。

今、県の物産館は、御存じのようにNTTの1階にございまして、委員おっしゃるように、のぼり旗ですとか、あと県のロゴマークを活用しましたグリーンとブルーと赤を基調

とした外装といますか、そういうふうにしております。比較的景観にミスマッチにならないように、かつある程度目立つようという配慮をさせていただいているかと思っております。さらに、2階、3階もというお話でございますので、NTTさんあたりとその辺どういう形でできるかを相談させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○西聖一委員 お願いします。

○池田和貴委員長 あと2点。阿蘇のロープウエー。

○松岡観光交流国際課長 阿蘇のロープウエーにつきましては、今、詳細について、産交の方にいろいろ問い合わせをして調査をしているところでございます。

○池田和貴委員長 これは民間がやられている施設ですね。

○西聖一委員 阿蘇というと、みんな目玉で来るんですけども、このロープウエーに乗りたくて、まあ乗りたくて来る人はいないかもしれないんですけども、あれば乗ろうと思うのに、故障中ですと出ると、ちょっとやっぱりイメージが悪くなるので、なくすならなくす、あるならあるできちっと整備する方向で、やっぱりきちっと話をしてもらった方がいいのかなと思います。

○池田和貴委員長 あとコンベンションホールの誘致については。

○松岡観光交流国際課長 コンベンションホールにつきましても、市の方の国際コンベンション協会と私ども、いろんな形で連携をとらせていただきながら誘致に努めているとこ

ろでございます。

それで、そちらのハードの部分につきましては、市の方と、これからの利用状況、それから見込み、そういったものと一緒に検討させていただきながら考えていきたいというふうに思っております。

○池田和貴委員長 西委員、よろしいですか。

○西聖一委員 はい。

○高野洋介委員 商工のどこに尋ねればいいのかわからないんですけども、今口蹄疫が南九州で猛威を振るっていますけれども、この商工観光労働部門において、何か熊本県に影響があるのかなのかというのをちょっとお尋ねしたいんですけども、非常に大事なことだと思いますし、先ほど部長の趣旨説明には口蹄疫の話が出なかったものですから、ないのかなと思ったんですけども、それちょっとお尋ねいたします。

○松岡観光交流国際課長 口蹄疫による観光への影響につきましては、今、私どもの方で、県内全域、地域振興局と協力をいたしまして、調査を随時、毎日毎日やっているところです。

これまでの状況で申しますと、発生してから5月21日までの段階で、最初宿泊キャンセルが約500名ほど出たというのが状況としてございます。それからずっと、随時、第2報、第3報というような形で調査をやっておりまして、ここ6月4日以降は宿泊のキャンセルというのはもう出ていない状況になっております。

これまでのトータルで言いますと、宿泊のキャンセルが1,188名ほど県内で出ております。それから、やっぱり一番大きいのがイベント関係、これの中止というのがこれまでに

49件出ております。大きなところでは、阿蘇のカルデラスーパーマラソン、それから、会場変更になったのが全日本ジュニアボート選手権とか、こういったものがございます。

以上です。

○福島商工振興金融課長 口蹄疫に関しまして、この影響によりまして経営が悪化しております中小企業者に対しまして、その資金繰りを支援するため、県の制度融資、具体的に言いますと金融円滑化特別資金ですけれども、こちらの融資対象を、口蹄疫で影響を受けた中小企業も対象に加えております。実際、窓口の方も、商工会、商工会議所、中央会、それぞれに設置していただいて、きめ細かな相談に対応していただくように、現在取り組んでいるところでございます。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

○西岡勝成委員 メディカルツアーについてちょっと。

今のアプローチの仕方とか現状をちょっと松岡課長にお尋ねです。

○松岡観光交流国際課長 いわゆるメディカルツアー、中国からの富裕層を対象とした医療観光でございますけれども、これにつきましては、昨年来からいろいろ検討してまいりました。それで、ことしに入りまして、まず、PET、それから心疾患のCTを備えている病院関係、それから旅行事業者、それと行政関係が集まりまして検討会を始めております。

それで、いろんな課題が見えてまいりまして、まず第1点は、検査をした後のフォローの体制というのがやっぱりしっかりしていないと後でトラブルの原因になると、それか

ら、検査のときの通訳をどのレベルできちんとやるのか、それから検査を受ける前の——後でトラブルが起こらないように、きちんと検査の内容であるとか、それから、そこで発生したときの事故の対応であるとかというものを、きちんと相手と意思の疎通をさせた上で検診をする必要があると。

それからもう一つは、やっぱりそういった富裕層という方々に対して、きちんと先方の旅行社とタイアップをした形で、こちらの受け入れの方の旅行事業者、それからいろんなツアー関係の業者さん、そういったところが連携をした形で満足のいくツアーコースを設定、集客といったものが課題として浮かび上がってきたと。

そういう中で、もう既に大分で一度それが入ったときに関係者が勉強に行ったりと、それから、いろんなそういった書式関係というものも大体そろってまいりました。それで、来月、まず第1弾が——これは一部ビジネス事業ということで観光庁の方からの助成ももらえますけれども、第1弾が入ってくる。

今後の展開については、そういった勉強会を進めながら、今度はいろんな旅行会社でそういった医療観光を手がけているところと一緒に誘客関係を進めていくと。

今回の検討会の中で出てきたのが、単に病気を発見するという医療観光というよりも、もっと彼らが求めているのが、日本では当たり前の話なんですけれども、生活習慣病の是正であるとか、そういったものにも非常に興味があるというのがわかってまいりました。将来的には、これは、PETとか、そういった高度医療検診だけじゃなくて、いろんな一般、我々が受けているような健診を含めた形での健康観光みたいな、そういった形で確立していければ、熊本県の情報発信にも非常につながるのかなというふうに思っているところでございます。

○西岡勝成委員 他県で先進的な、そういうところはあるんですか。

○松岡観光交流国際課長 徳島県とか、そういったところは——ほかにも、実際長崎の方でもそれに取り組んでいるというのがございますけれども、医療観光自体がまだ始まったばかりということもございまして、実はある旅行会社がこれを本格的にセクションを設けて取り組んでいるんですけれども、昨年の実績でもまだ100人にいかないぐらいな話で、これからが進んでいくのかなど。

そういう中において、やっぱり検診を受けられる方々が満足をどこまでするのかと。一回不評を買うあるいはトラブルといったような形になると、後々影響が大きいものですから、最初はやっぱりその辺をしっかり体制を整えながら進めていくべきかなというふうに思っております。

○池田和貴委員長 ほかに何かございませんか。

なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、要望が1件提出をされております。お手元に写しを配付しておりますので、後でごらんいただきたいと思います。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後0時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済常任委員会委員長